

令和2年5月20日

徳島県教育委員会
教育長 榊 浩一 殿

令和2年度
勤務条件に関する要望 I

徳島県教職員団体連合会

委員長 上 原 卓

平素は本県教育の振興ならびに教職員の給与・勤務条件の改善に格別のご尽力を賜り、厚く感謝申し上げます。

県教育委員会におかれましては、本団の要望に対し誠意をもって対応していただき、またご配慮いただき感謝しております。

しかしながら、大きな変革の流れの中で、徳島の教育発展のために必要な課題は未だ山積しております。本団の要望を真摯に受け止めていただきご検討をお願いします。

本日の交渉において、勤務条件等の様々な問題から改善していただきたい内容を重点的に取り上げますので、問題の改善においては十分配慮されることを切に要望いたします。

要 望 事 項

1 栄養教諭・学校栄養職員について

- (1) 食に関する指導の充実のため、栄養教諭免許取得者を早期に栄養教諭として任用するとともに、職員や幼稚園の食数を踏まえ、食の指導への対応加配を増員すること。
- (2) 単独給食実施校における配置基準を450人以上から1名配置とし、それに満たない場合は、3校に1名配置とするよう国に対して要望すること。
- (3) 産前・産後休や育児休業の補充職員については、県教育委員会が速やかに後任者を任命し、配置すること。

2 養護教諭について

- (1) 保健室登校や通院しながら登校する児童生徒、アレルギー疾患等で支援の必要な児童生徒の増加に対して、よりきめ細やかに対応するため、養護教諭の複数配置について研究校を増やす等、適切な教職員配置を進めること。
- (2) 年度初めに児童生徒にきめ細やかな対応ができるよう、期間限定で養護臨時補助員（仮称）の配置を進めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒液やマスク、ハンドソープや使い捨てペーパータオルの安定的な支給など、児童生徒や教職員が安心して教育活動が行えるよう物心両面において県教育委員会がサポートすること。

3 学校事務職員について

- (1) 「チーム学校」における学校運営のサポート、学校間連携による事務機能強化及びコンプライアンス強化につながる共同学校事務室のさらなる拡充に向けて、成果と課題を検証し、より良い制度となるよう研究を続けること。
- (2) 共同学校事務室を統括し、学校間連携や学校事務の平準化を図るため各ブロックに新しい職として統括事務室長（県立学校の事務課長相当職6級）を設置すること。なお、統括事務室長の勤務校には、加配として学校事務職員を配置すること。
- (3) 組織的な学校事務システムの構築や学校事務職員における専門性の向上に向けた研修体制の充実及び人材育成制度の組織的確立を図るため「学校運営組織の活性化」と「学校事務機能の充実」を図る学校事務支援主事（仮称）を設置すること。

4 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に対応するため、指導体制を十分に整えないまま、授業時数の確保だけを目的とした教育課程を編成することがないように市町村教育委員会や管理職へ指導すること。また、学校再開時には、児童生徒と向き合う時間が確保できるよう調査・報告書及び研修等のさらなる精選を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のため、動画配信やウェブ会議システム等を活用した研修を実施するなど、集まらなくても教職員の資質・能力の向上に努めることができるよう研修の在り方を大胆に見直すこと。
- (3) 教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、氏名や住所、学校名等、個人が特定できる情報が公表されないように情報管理に努めること。

5 教育条件の整備について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大予防による休校措置に対応するため、GIGAスクール構想や地財措置されている予算を前倒して活用し、全ての児童生徒・教職員に1人1台の端末配付や教育クラウドの活用、それらに必要な高速通信ネットワーク環境の実現を早期に図ること。
- (2) 統合型校務支援システムを基盤とし、学習系データと校務系データを連携させた大量のデータを指導等に活用できるスマートスクール・プラットフォームの構築やパブリッククラウドを用いたテレワークを導入するなど、機能を最大限に活用できるように体制を整えること。
- (3) 県教委や総教センター、任意の研究団体が主催する研修の精選、部活動の在り方に関する方針の遵守、各種大会の見直し等、休日のまとめ取りが確実にとれるように条件を整えてから1年単位の変形労働時間制の導入について検討すること。
- (4) 補充教職員の不足改善のため、現行のティーチャーズバンクやマイスターバンク等の課題について改善を図ること。また、学校事務職員の人材バンクの新設を検討すること。
- (5) 教材研究や授業準備等にかかる時間の確保のため、専科教員やスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の配置をより一層進めること。

6 多忙化の解消・業務改善について

- (1) ICT機器等を活用した客観的な出退勤管理を行うとともに勤務時間の上限に関する指針が遵守できるよう他の長時間勤務の削減方策と併せて必要な措置を取るよう市町村教育委員会に指導すること。
- (2) 統合型校務支援システムの導入にあたっては、利用率を高めるため、外部端末等においてもアクセスできるようにすること。また、試験的運用において明確になった課題等を検証し、改善を図るとともに、管理・運用にあたっては、ICT担当者を派遣するなど、教職員のさらなる負担になることがないようにすること。
- (3) 「とくしまの学校における働き方改革プラン」に示した時間外勤務25%削減目標を達成するため、ロードマップに示した取組を確実に実施すること。また、各市町村教育委員会や各校の取組を評価し、必要に応じて指導を行うこと。
- (4) 県が示した「部活動の在り方に関する方針」に沿って、各種部活動が適正に行われているかどうかについて検証及び指導する体制づくりを整えること。また、各連盟や競技団体等と大会の廃止や見直しを含めて検討するなど、さらなる連携を図ること。

以上